

# 第1回新市建設計画作成等小委員会 次第

日 時： 平成15年8月22日(金) 午前9時30分から  
会 場： 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 新市建設計画作成等小委員会委員長及び副委員長の選出について (資料1)
- 5 議題
  - (1)報告事項
    - 報告新市第1号 新市建設計画作成等小委員会の役割について (資料2)
    - 報告新市第2号 新市建設計画作成等小委員会のスケジュールについて(資料3)
  - (2)合併に係る基本的事項について
    - 合併の方式について(協定項目1) (資料4)
    - 合併の期日について(協定項目2) (資料5)
    - 新市の名称について(協定項目3) (資料6)
    - 新市の事務所の位置について(協定項目4) (資料7)
    - 財産の取扱いについて(協定項目5) (資料8)
    - 地域審議会の取扱いについて(協定項目6) (資料9)
    - 新市建設計画に係る事項について(協定項目25) (資料10)(資料別冊「新市建設計画策定に向けて」)
  - (3)その他
    - ・第2回新市建設計画作成等小委員会開催日時について (資料11)
- 6 閉会

## 委員長及び副委員長の選出について

新市建設画作成等小委員会の委員長及び副委員長の選出は、一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により定める。

委員長 丹羽 厚 詞（尾西市長）

副委員長 山 口 昭 雄（木曽川町長）

新市建設画作成等小委員会		
1号委員	一宮市長	谷 一夫
	尾西市長	丹羽 厚詞
	木曽川町長	山口 昭雄
2号委員	一宮市議会議員	神戸 秀雄
	尾西市議会議員	浅田 清喜
	木曽川町議会議員	川合 正高
3号委員	一宮市委員	豊島 半七
	一宮市委員	佐野 豪男
	尾西市委員	吉田 弘
	尾西市委員	上田 芳敬
	木曽川町委員	葛谷 昭吾
	木曽川町委員	杉本 尚美
4号委員	日本政策投資銀行	神藤 浩明
	愛知県尾張事務所	古池 庸男

## 【参考】

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会小委員会規程（抜粋）

（役員）

第4条 各小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、小委員会委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 新市建設計画作成等小委員会の役割について

### 新市建設計画作成等小委員会の担任する事項

- (1) 合併の方式に関する事項(協定項目1)
- (2) 合併の期日に関する事項(協定項目2)
- (3) 新市の名称に関する事項(協定項目3)
- (4) 新市の事務所の位置に関する事項(協定項目4)
- (5) 財産の取扱いに関する事項(協定項目5)
- (6) 地域審議会の取扱いに関する事項(協定項目6)
- (7) 新市建設計画に係る事項(協定項目25)

### 【参考】一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会規程(抜粋)

#### (趣旨)

第1条 この規程は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第12条第2項の規定に基づき、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 小委員会は、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会(以下「協議会」という。)の付託により、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとする。

#### (組織及び名称)

第3条 小委員会は、次の各号のいずれかに該当する者により組織する。

- (1) 協議会の会長(以下「会長」という。)
- (2) 協議会の副会長
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の委員のうちから会長が選任した者

2 小委員会の名称及び定数は、別表のとおりとする。

#### 別表(第3条関係)

名 称	定 数
新市建設計画作成等小委員会	14名以内
総務文教小委員会	9名以内
厚生小委員会	9名以内
経済環境小委員会	9名以内
建設小委員会	9名以内

## 合併協定項目及び小委員会への付託

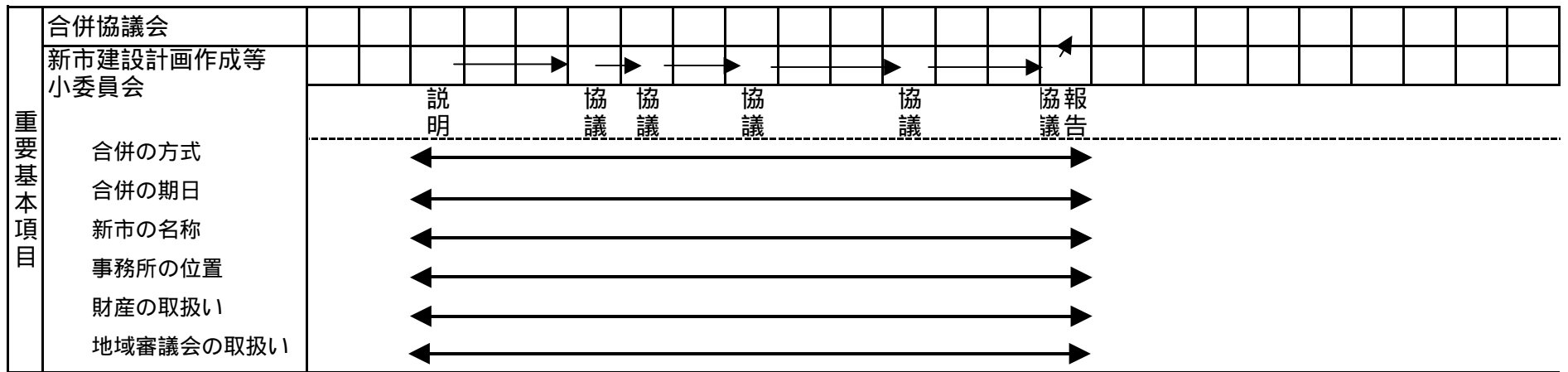
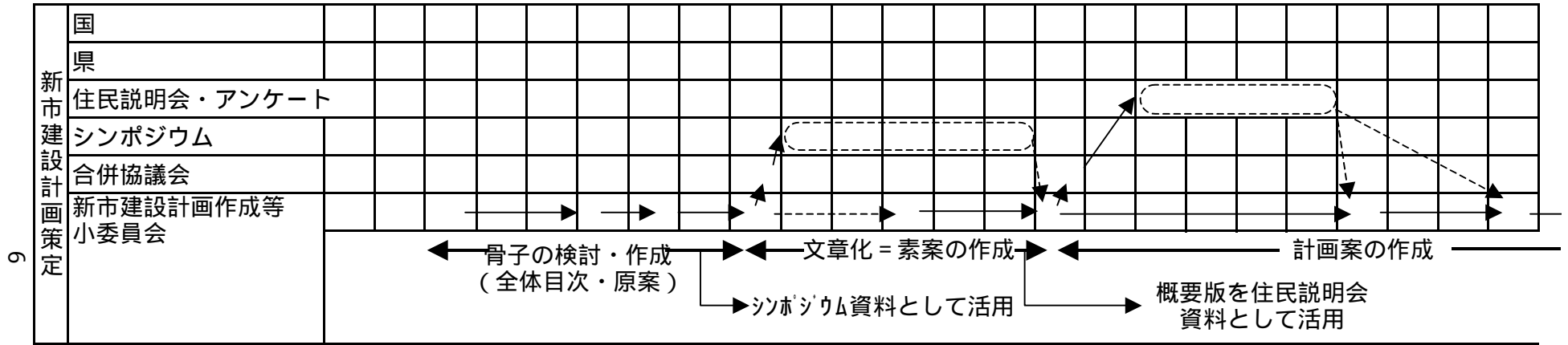
		該当小委員会				
1	合併の方式	新市				
2	合併の期日	新市				
3	新市の名称	新市				
4	新市の事務所の位置	新市				
5	財産の取扱い	新市				
6	地域審議会の取扱い	新市				
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務			
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			経済		
9	地方税の取扱い		総務			
10	一般職の職員身分の取扱い		総務			
11	特別職の身分の取扱い		総務			
12	条例、規則等の取扱い		総務			
13	事務組織及び機構の取扱い		総務			
14	一部事務組合等の取扱い		総務	経済	建設	
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設
18	町名・字名の取扱い		総務			
19	慣行の取扱い		総務			
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生		
21	介護保険事業の取扱い			厚生		
22	消防団の取扱い		総務			
23	各種事務事業の取扱い					
23-01	女性政策事業		総務			
23-02	姉妹都市、国際交流事業		総務			
23-03	電算システム事業		総務			
23-04	広報広聴関係事業		総務			
23-05	納税関係事業		総務			
23-06	消防防災関係事業		総務			
23-07	交通関係事業		総務			
23-08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設
23-09	保健衛生事業			厚生		
23-10	障害者福祉事業			厚生		
23-11	高齢者福祉事業			厚生		
23-12	児童福祉事業			厚生		
23-13	保育事業			厚生		
23-14	生活保護事業			厚生		
23-15	その他の福祉事業			厚生		
23-16	健康づくり事業			厚生		
23-17	ごみ収集運搬業務事業				経済	
23-18	環境対策事業				経済	
23-19	農林水産関係事業				経済	
23-20	商工・観光関係事業				経済	
23-21	勤労者・消費者関連事業				経済	
23-22	建設関係事業					建設
23-23	上・下水道事業					建設
23-24	市(町)立学校の通学区域		総務			
23-25	学校教育事業		総務			
23-26	文化振興事業		総務			
23-27	コミュニティ施策		総務			
23-28	社会教育事業		総務			
23-29	その他事業		総務	厚生	経済	建設
24	その他		総務	厚生	経済	建設
25	新市建設計画に係る事項	新市				





# 新市建設計画策定スケジュール

		15年8月			9月			10月			11月			12月			16年1月			2月			3月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会	8日						30日			28日						25日	未定								
	新市建設計画作成等小委員会			22日			25日	8日		21日			28日			22日									



# 新市建設計画策定スケジュール

		4月			5月			6月			7月			8月		
		上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
合併協議会	新市建設計画作成等小委員会															
		未 定														

新市建設計画策定	国															
	県															
	住民説明会・アンケート															
	シンポジウム															
	合併協議会															
	新市建設計画作成等小委員会															
		県と事前協議 → 県と正式協議 → 正式送付														

重要基本項目	合併協議会															
	新市建設計画作成等小委員会															
	合併の方式															
	合併の期日															
	新市の名称															
	事務所の位置															
	財産の取扱い															
地域審議会の取扱い																



## 合併の方式について（協定項目 1）

### 1 合併方式の定義

新設合併	編入合併
2以上の市町村の区域の全部もしくは、一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。

### 2 合併方式が影響を及ぼす協定項目等

項目	新設合併	編入合併
新市の法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
新市の名称	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。
新市の事務所の位置	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となるが、編入する市町村の事務所の位置を変更することにより、新たに市町村の事務所の位置を決めることもできる。
現首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会議員の身分	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。
	特例	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。
		次のいずれかによることができる。
農業委員の身分	原則	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分）
	特例	編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。
農業委員の身分	原則	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員はすべて失職する。
	特例	編入される（消滅する）市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは10～80人の範囲で、1年以内の間在任できる。

<p>その他特別職の身分</p>	<p>市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会</li> <li>・ 選挙管理委員会</li> <li>・ 固定資産評価審査委員会</li> </ul>	<p>編入する市町村の職員は身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員はすべてその身分を失う。</p>
<p>一般職の身分</p>	<p>市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。</p>	<p>編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により編入する市町村に身分が引き継がれる。</p>
<p>条例・規則等</p>	<p>消滅する合併関係市町村の条例・規則等は全て失効する。（新たに制定する）</p>	<p>編入する市町村の条例・規則等を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う）</p>

### 3 先進事例

#### 【昭和60年度以降の合併の状況】

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名		合併形態
昭和62年4月1日	藤橋村	藤橋村	徳山村	編入
昭和62年11月1日	仙台市	仙台市	宮城町	編入
昭和62年11月30日	つくば市	桜村 豊里町	谷田部町 大穂町	新設
昭和63年1月31日	つくば市	つくば市	筑波町	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市	泉市	編入
	仙台市	仙台市	秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市	北部町	編入
	熊本市	熊本市	河内町	編入
	熊本市	熊本市	飽田町	編入
	熊本市	熊本市	天明町	編入
平成3年4月1日	北上市	北上市 江釣子村	和賀町	新設
平成3年5月1日	浜松市	浜松市	可美村	編入
平成4年3月3日	水戸市	水戸市	常澄村	編入
平成4年4月1日	盛岡市	盛岡市	都南村	編入
平成5年7月1日	飯田市	飯田市	上郷町	編入
平成6年11月1日	ひたちなか市	勝田市	那珂湊市	新設
平成7年9月1日	鹿嶋市	鹿嶋町	大野村	編入
	あきる野市	秋川市	五日市町	新設
平成11年4月1日	篠山市	篠山町 丹南町	西紀町 今田町	新設
平成13年1月1日	新潟市	新潟市	黒埼町	編入
平成13年1月21日	西東京市	田無市	保谷市	新設
平成13年4月1日	潮来市	潮来町	牛堀町	編入
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市 与野市	大宮市	新設
平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市	三陸町	編入
平成14年4月1日	さぬき市	津田町 志度町 長尾町	大川町 寒川町	新設
	久米島町	仲里村	具志川村	新設
平成14年11月1日	つくば市	つくば市	荃崎町	編入
平成15年2月3日	福山市	福山市 新市町	内海町	編入

平成 15 年 3 月 1 日	南部町(10,863)	南部町(6,711)	富沢町(4,152)	新設
	廿日市市 (87,061)	廿日市市(73,587) 吉和村(853)	佐伯町(12,621)	編入
平成 15 年 4 月 1 日	加美町(28,540)	中新田町(14,034) 宮崎町(6,302)	小野田町(8,204)	新設
	神流町(3,210)	万場町(2,269)	中里村(941)	新設
	南アルプス市 (70,116)	八田村(7,016) 芦安村(613) 櫛形町(18,920)	白根町(19,247) 若草町(11,105) 甲西町(13,215)	新設
	山県市(30,951)	高富町(18,795) 美山町(8,869)	伊自良村(3,287)	新設
	静岡市 (706,513)	静岡市(469,695)	清水市(236,818)	新設
	呉市(205,382)	呉市(203,159)	下蒲刈町(2,223)	編入
	大崎上島町 (10,131)	大崎町(4,351) 木江町(2,744)	東野町(3,036)	新設
	東かがわ市 (37,760)	引田町(8,635) 大内町(16,160)	白鳥町(12,965)	新設
	新居浜市 (125,814)	新居浜市 (125,537)	別子山村(277)	編入
	宗像市(91,147)	宗像市(81,588)	玄海町(9,559)	新設
	あさぎり町 (17,751)	上村(5,404) 岡原村(2,935) 深田村(1,950)	免田町(5,991) 須恵村(1,471)	新設
	平成 15 年 4 月 21 日	周南市 (157,383)	徳山市(104,672) 熊毛町(16,038)	新南陽市(32,153) 鹿野町(4,520)
平成 15 年 5 月 1 日	瑞穂市(46,571)	穂積町(35,076)	巢南町(11,495)	新設
平成 15 年 6 月 6 日	野田市 (151,197)	野田市(119,922)	関宿町(31,275)	編入
平成 15 年 7 月 7 日	新発田市 (90,604)	新発田市(80,734)	豊浦町(9,870)	編入
平成 15 年 8 月 20 日	田原市(43,132)	田原町(36,981)	赤羽根町(6,151)	編入
計	46 市町	110 市町村		編入 25 新設 21

平成 15 年 3 月 1 日以降合併について、( )内は、平成 12 年国勢調査人口

## 合併の期日について（協定項目 2）

### 1 検討協議会確認事項

合併特例法の期限である平成 17 年 3 月を合併期日の目標とする

### 2 合併の期日を定めるにあたっての留意点

#### (1) 住民への影響

住民生活に大きな影響が出ないようにする。

#### (2) 合併の事務処理・引継ぎの利便性

市町村が合併するために必要とされる規定の手続きを行うための期間を見込む。

市町が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（県知事）総務大臣が官報に告示、など様々な手続きが定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。（P 15「市町村合併フロー参照」）

#### (3) 財政措置の期限

「合併の特例に関する法律」の期限は、平成 17 年 3 月 31 日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受けられないことになる。

##### 最近の動向

[平成 15 年 7 月 8 日] 総務省が「市町村合併促進プラン」の中で、関係市町村が平成 17 年 3 月 31 日までに合併を都道府県知事に申請すれば、財政支援を行えるよう「合併の特例に関する法律」の改正案を次期国会に提出する方針を明記。

#### 【主な財政措置】

普通交付税の算定特例（合併算定替）の期間延長（第 11 条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後の 5 年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。

合併特例債（第 11 条の 2）

市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度に限り、合併特例債を充当（充当率 95%）でき、その元利償還金の 70% が普通交付税で措置される。

- ・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業
- ・ 合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て

#### (4) 合併時に想定される事務事業等との関係

決算時期や予算編成等の業務に及ぼす影響を考える。

合併により消滅した市町村の収支は、消滅の日をもって打ち切り、合併関係市町村の長又は首長の職務代理者であった者がこれを決算することになる。

#### (5) 電算システムの統合・運用との関係

合併期日から基幹システムを運用するにあたり、データ移行や確認作業等が必要であるため、連休後が望ましい。

移行するシステムの規模及びシステム数があまりにも大きいため、これらの作業を平日の業務終了後に実施することは事実上不可能である。このため、長期の休日を活かした移行日程を計画する必要がある。

年度末の前後の窓口業務の繁忙期にシステムを切替えることは、実業務に支障がでることが容易に想像される。

これらから、繁忙期の3、4月を避け、かつ長期の休日をはさんだ合併日を設定することが必要である。

### 3 先進事例（「合併の方式 3 先進事例」参照）

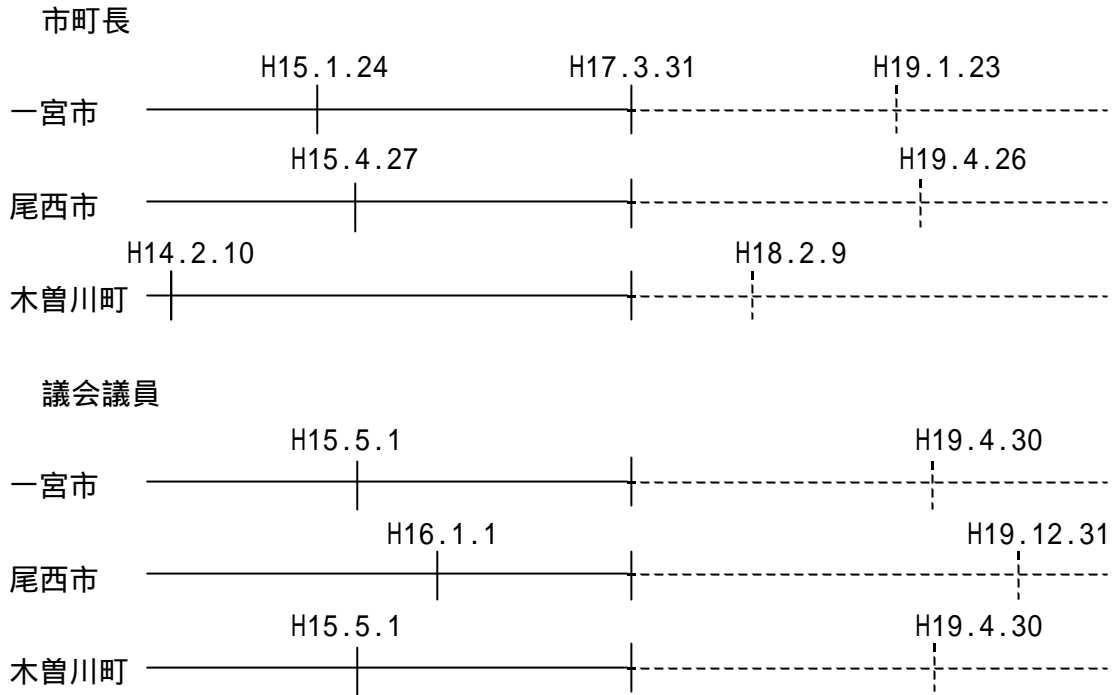
先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。

#### 【施行期日集計】

月別件数		月日別件数				日別件数	
1月	3件	1月1日	1件	7月7日	1件	1日	36件
2月	5件	1月21日	1件	8月20日	1件	3日	2件
3月	5件	1月31日	1件	9月1日	2件	6日	1件
4月	19件	2月1日	4件	11月1日	3件	7日	1件
5月	3件	2月3日	1件	11月15日	1件	15日	1件
6月	1件	3月1日	4件	11月30日	1件	20日	1件
7月	2件	3月3日	1件			21日	2件
8月	1件	4月1日	18件			30日	1件
9月	2件	4月21日	1件			31日	1件
10月	0件	5月1日	3件				
11月	5件	6月6日	1件				
12月	0件	7月1日	1件				
合計	46件			合計	46件	合計	46件

(参考)

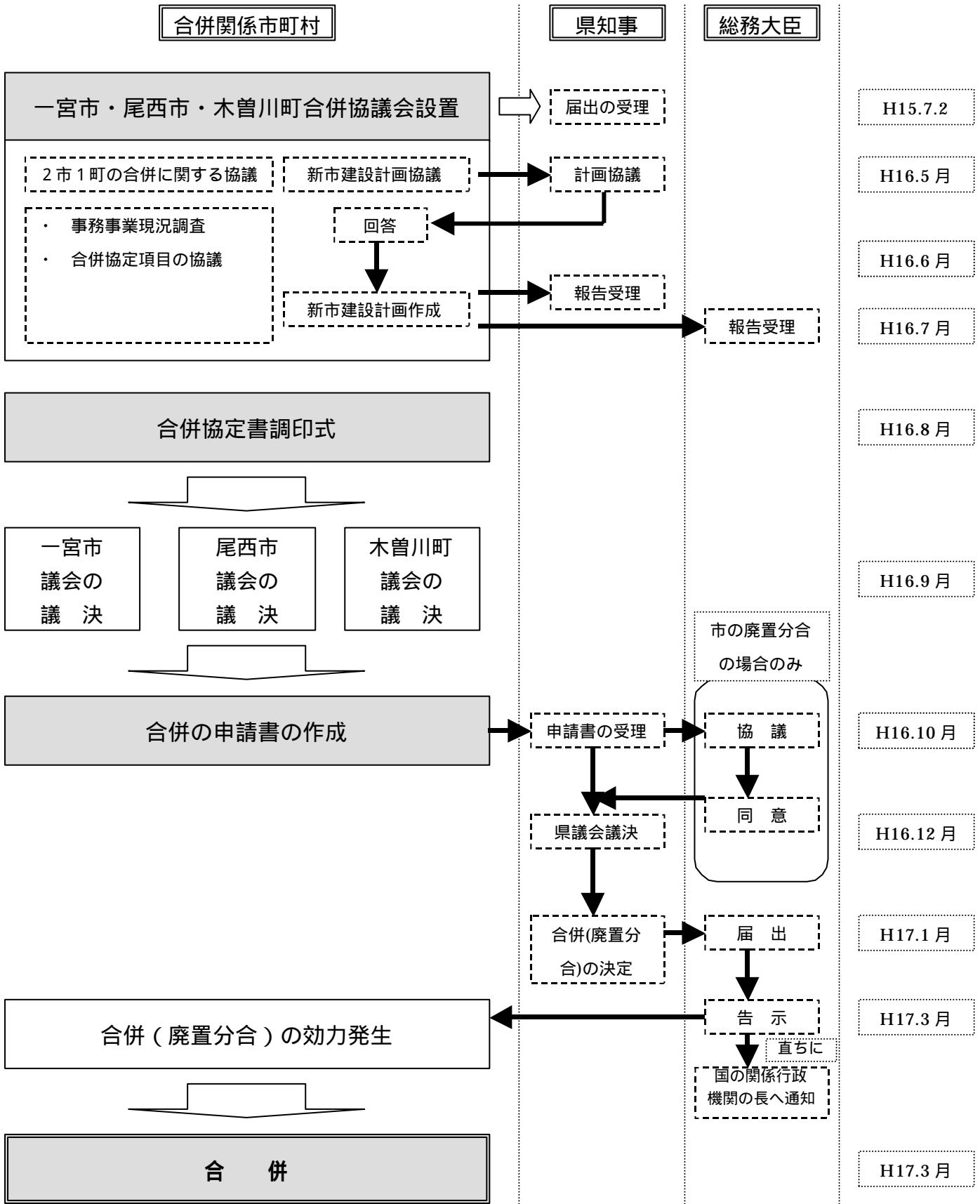
【関係市町長及び議会任期】



【平成 17 年 3 月～平成 17 年 5 月カレンダー】

平成 17 年 3 月							平成 17 年 5 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1 先負	2 仏滅	3 大安	4 赤口	5 先勝	1 先勝	2 友引	3 先負	4 仏滅	5 大安	6 赤口	7 先勝
6 友引	7 先負	8 仏滅	9 大安	10 友引	11 先負	12 仏滅	8 仏滅	9 大安	10 赤口	11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅
13 大安	14 赤口	15 先勝	16 友引	17 先負	18 仏滅	19 大安	15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 仏滅	21 大安
20 赤口	21 先勝	22 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口	22 赤口	23 先勝	24 友引	25 先負	26 仏滅	27 大安	28 赤口
27 先勝	28 友引	29 先負	30 仏滅	31 大安			29 先勝	30 友引	31 先負				
平成 17 年 4 月													
日	月	火	水	木	金	土							
					1 赤口	2 先勝							
3 友引	4 先負	5 仏滅	6 大安	7 赤口	8 先勝	9 先負							
10 仏滅	11 大安	12 赤口	13 先勝	14 友引	15 先負	16 仏滅							
17 大安	18 赤口	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅	23 大安							
24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安	30 赤口							

# 市町村合併フロー





## 新市の名称について（協定項目 3）

## 1 基本的な考え方

新設合併	編入合併
すべての市町村の法人格が消滅し新たな法人格が発生することから、新市の発足までに <u>新市の名称を定める必要がある</u> 。この場合、合併関係市町村の名称を使用することもできる。	編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが多いが、編入する市町村の名称を変更することにより <u>新たに制定することもできる</u> 。

## 2 名称についての手続き

新設合併	編入合併
地方自治法第 7 条の規定による関係市町村の廃置分合（合併）の申請に基づき、都道府県議会の議決を経て知事が定め、総務大臣が告示することにより効力を生じることとなる。	編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法第 3 条の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例でこれを定める必要がある。

## 3 先進事例による決定方法のパターン

## (1) 新設合併の場合

新市名称の決定方法を図式化すると図 1 のとおりいくつかの方法が考えられるが、先進事例として採用されている方法は、大別すると概ね次の 4 とおりである。

公募方式（例：さいたま市）

新しい名称を広く住民から公募し、多数となった名称について、合併協議会（小委員会）で協議・決定する。

内容		日程
検討	選定要綱の協議	1 ヶ月
公募	一般公募	2 ～ 3 ヶ月
選定	小委員会にて適当なものを選定 （集計・公表を含む）	2 ～ 3 ヶ月
確認	合併協議会にて確認	1 ヶ月
計		6 ～ 8 ヶ月

合併協議会（小委員会）内協議・決定方式（例：唐津市）

合併協議会（小委員会）内で新しい名称について協議・決定する。

内容		日程
検討	小委員会において名称案を協議・検討	2ヶ月
確認	合併協議会にて確認	1ヶ月
計		3ヶ月

地域の意見集約方式（例：阿蘇市）

合併協議会（小委員会）で名称の候補を収集・選定し、選定された名称を委員が各市町に持ちかえり地域の意見を集約した上で、合併協議会（小委員会）で協議・決定する。

合併協議会（小委員会）で名称を選定する際の候補収集方法

- ・ 小委員会委員・各市町議会から提案、各市町から持ち寄り
- ・ 学識経験者から意見聴取 等

地域の意見集約方法

- ・ 町内会
- ・ 各市町議会合併委員会 等

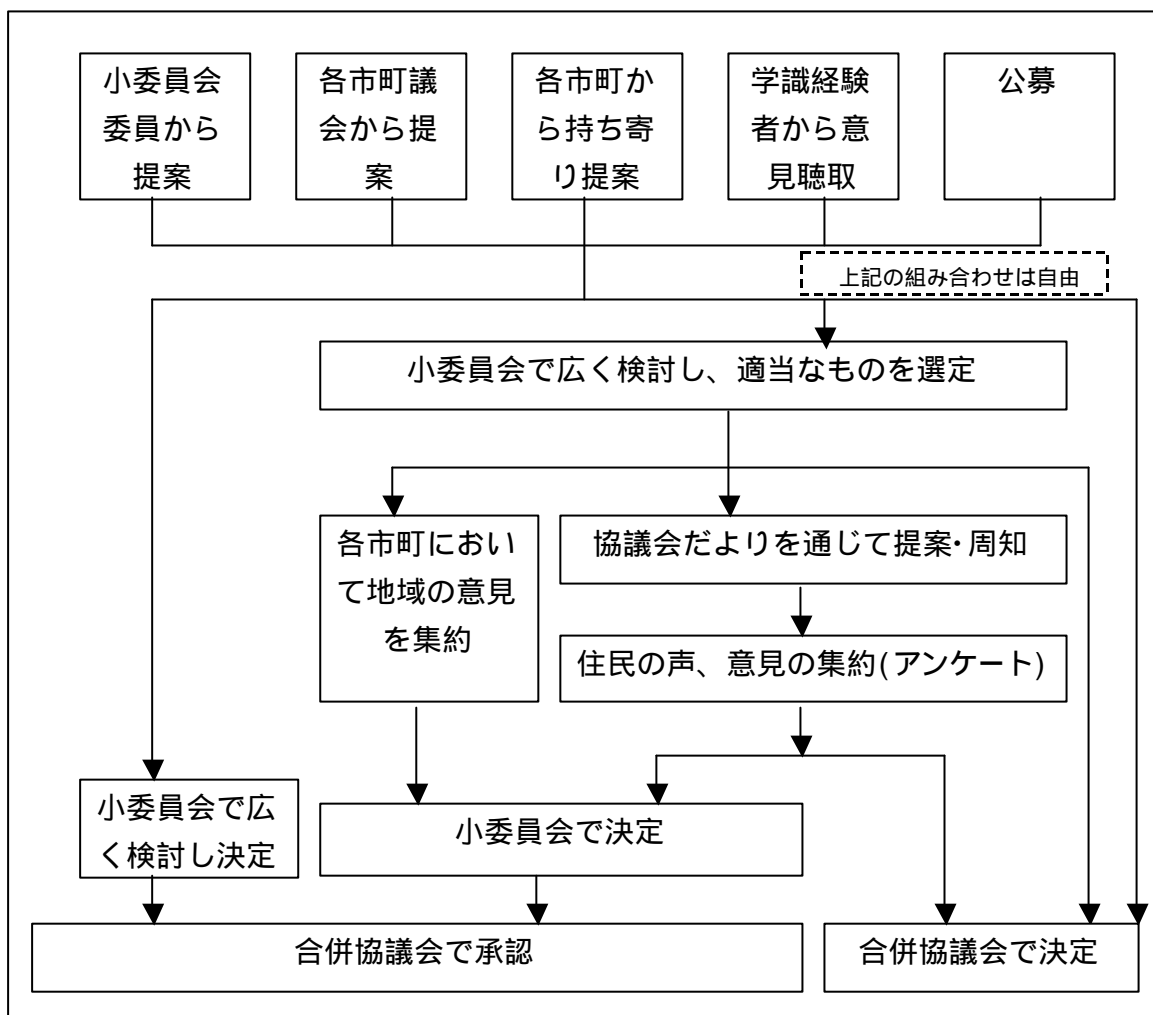
内容		日程
候補収集・選定	小委員会において名称案を収集及び選定	2ヶ月
提案・意見集約	町内会、各市町議会合併委員会などで提案するとともに、住民の声及び意見の集約	1ヶ月
確認	合併協議会にて確認	1ヶ月
計		4ヶ月

アンケート方式（例：さぬき市）

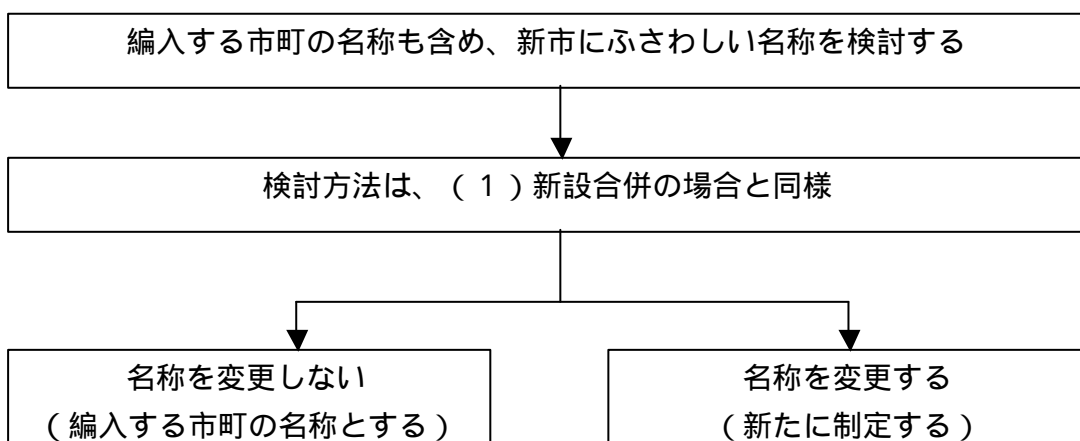
と同様に合併協議会（小委員会）で名称の候補を収集・選定した上で、住民アンケート調査を実施し、上位となった名称について、合併協議会（小委員会）で協議・決定する。

内容		日程
候補収集・選定	小委員会において名称案を収集及び選定	2ヶ月
提案	協議会だよりを通じて住民に提案・周知	1ヶ月
アンケート	住民の声及び意見の集約 (集計・公表を含む)	2ヶ月
確認	合併協議会にて確認	1ヶ月
計		6ヶ月

【図1：新市名称の決定方法】



(2) 編入合併の場合



#### 4 先進事例（「合併の方式 3 先進事例」 参照）

- (1) 昭和60年度以降の編入合併の事例では、すべて編入する市町村名を採用している（茨城県鹿嶋市は、すでに同一名称の市(佐賀県鹿島市)が存在したため、漢字変更）。
- (2) 新設合併の事例においても、合併関係市町村の中の従前の名称を採用したものがあ  
る。
- (3) 最近の新設合併の事例では、名称の公募や住民意識調査（アンケート）を行って  
いる例がほとんどである。
- (4) その他

##### 新市名の取扱いに関する問い合わせに対する総務省の見解

- 1 すでに全国に同一または類似の市町村が存在する場合
  - (1) 同じ表記で読み方が異なる場合  
【例】宮城県日向市（ひゅうがし） 日向市（ひなたし）  
× 表記が同じ場合は不可。
  - (2) 異なる表記で読み方が同じ場合  
【例】佐賀県鹿島市（かしまし） 茨城県鹿嶋市（かしまし）
  - (3) 同一または類似の「町村」が存在する場合  
【例】東京都瑞穂町（みずほまち） 岐阜県瑞穂市（みずほし）  
全国的にみて、現在も同様の事例がある。
- 2 外国語を日本語（カタカナ、ひらがな等）で表記した場合  
【例】ALPS 山梨県南アルプス市  
理由が明確であれば可。
- 3 略字及び算用数字等の使用
  - (1) 「ヶ」、「々」の使用 例：青ヶ島村、小佐々町など
  - (2) 「0123456789（数字）」の使用  
× 日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。
- 4 通常の読み方と異なる読み方をする場合  
【例】京都府八幡市（はちまんし） （やわたし）  
新市名を告示する場合に、読みがなをふればよい。
- 5 その他市の名称としてふさわしくないもの
  - (1) 公序良俗に反する名前
  - (2) 長すぎる名前
  - (3) 現在使用していない漢字を使用した名前

(参考) 新市名称決定までのスケジュール(案)

公募方式の場合

決定方法の検討・決定		公募・集計		候補の選定・名称決定	
8月末	9月末			11月末	12月末

合併協議会(小委員会)内協議・決定方式の場合

決定方法の検討・決定		名称候補の協議		名称決定	
8月末	9月末			11月末	12月末

地域の意見集約方式の場合

決定方法の検討・決定		名称候補の協議		意見集約		名称決定	
8月末	9月末		10月末		11月末		12月末

アンケート方式の場合

決定方法の検討・決定		名称候補の協議		アンケート		名称決定	
8月末	9月末		10月末		12月中旬		12月末

8 ・ 22	9 ・ 25	9 ・ 30	10 ・ 8	10 ・ 21	10 ・ 28	11 ・ 28	12 ・ 22	12 ・ 25
第1回小委員会	第2回小委員会	第2回協議会	第3回小委員会	第4回小委員会	第3回協議会	第5回小委員会	第6回小委員会	第4回協議会

## 新市の事務所の位置について（協定項目 4）

### 1 新市の事務所の位置を決定する必要性

地方自治法第 4 条第 1 項で地方公共団体は、条例で事務所の位置を定めることを義務付けている。

新設合併	編入合併
新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。 編入する市町村の事務所の位置を変更することにより、新たに市町村の事務所の位置を決めることもできる。

いずれの場合においても、既存の事務所を利用する場合においては、既存の事務所の位置、規模等に応じた機能分担を検討する必要があり、既存の事務所以外で新たに事務所の位置を定めるときは、加えて新市発足の際の事務所の位置（暫定的位置）も検討する必要がある。

### 2 現在の市役所・町役場の位置

市町名	所在地
一宮市	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号
尾西市	尾西市東五城字備前 1 2 番地
木曾川町	木曾川町大字内割田一の通り 2 7 番地

### 3 事務所の位置の決定基準

地方自治法第 4 条第 2 項に、事務所の位置の決定基準として「住民の利便に最も適合するように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮」すべきことが挙げられている。

しかし、交通網・交通手段が発達し、情報化社会が構築された現代社会では、必ずしも地方自治法の規定に縛られることはなく、もっぱら機能性的・効率的な役割分担の観点から事務所の位置を決定すべきである。

#### 地方自治法

##### 〔事務所の設置又は変更〕

第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない

3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

##### 〔支庁・地方事務所等の設置〕

第 1 5 5 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第 4 条第 2 項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置および所管区域にこれを準用する。

#### 4 検討すべき事項

新市の事務所の位置を選定するに当たり、まず新市における事務所の設置方式を検討した上で、事務組織及び機構の機能分担を検討する必要がある。

##### (1) 事務所の設置方式

事務所の設置方式としては本庁方式、分庁方式、支所方式の3つの方式がある。

##### 【事務所の設置方式の比較】

項目	本庁方式	分庁方式	支所方式
概要	合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。	合併関係市町の庁舎に行行政機能を持たせて振り分け利用する。	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。
メリット	事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。
デメリット	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける。

##### (2) 事務組織及び機構の機能分担

##### 事務内容分類

事務組織・機構を次の3つの事務内容による区分により機能分担を検討する。

	事務分類	主な事業分野
1	総務・企画等管理部門	総務・企画・財政・管財・電算・議会・選挙・監査・人事・会計・税務・住民
2	事業部門	建設・教育・上水道・下水道・商工観光・農林水産・都市計画・住宅・環境衛生・消防・健康・病院・福祉・国保
3	窓口部門	(各事業分野の窓口)

1：これらの分類の中で、総務・企画等管理部門は本庁舎に置くべきものと考えられる。

2：事業部門は各市町の庁舎の能力に応じ機能分担させることが可能である。

3：窓口部門については住民の利便の観点から現在の各市町庁舎にそれぞれ置くべきものであると考えられる。

ただし、事業部門に例記したのものについても、その中の管理・統括・企画事務については総務・企画等管理部門に分類される事務もある。

また、窓口部門については、現在の一宮市出張所における窓口事務（住民登録、各種証明書発行、国保、介護、年金等の申請手続き等の業務）が例として挙げられるが、その他の事務についても窓口部門に分類される事務もある。

機能分担例

方式	庁舎	事業分野
本庁方式	A庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・ 税務・住民・福祉・国保・商工観光・農林水産・建設・都市計画・ 住宅・上水道・下水道・教育・窓口部門
	B出張所	窓口部門
	C出張所	窓口部門
分庁方式	A庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・ 税務・住民(統括部門)・福祉(統括部門)・国保(統括部門)・ 商工観光・農林水産・窓口部門
	B庁舎	建設・都市計画・住宅・上水道・下水道・窓口部門
	C庁舎	教育・窓口部門
支所方式	A庁舎 (本庁舎)	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・ 税務(統括部門)・住民(統括部門)・福祉(統括部門)・国保(統 括部門)・商工観光(統括部門)・農林水産(統括部門)・建設(統 括部門)・都市計画(統括部門)・住宅(統括部門)・上水道(統 括部門)・下水道(統括部門)・教育(統括部門)・窓口部門
	B庁舎	税務・住民・福祉・国保・商工観光・農林水産・建設・都市計画・ 住宅・上水道・下水道・教育・窓口部門
	C庁舎	税務・住民・福祉・国保・商工観光・農林水産・建設・都市計画・ 住宅・上水道・下水道・教育・窓口部門

事業部門に分類したもののうち文化体育施設関係、環境衛生、消防、健康、病院、上水道・下水道の一部については、それぞれ関連の施設におくことが適当と考えられる。これらのそれぞれの統括部門についても、関連のそれぞれの施設におくこととする。

5 2市1町における状況

(1) 庁舎

	収容人員	特記事項
一宮市本庁舎・分庁舎	727人	建替えの必要性有り(老朽化、耐震性の問題)
尾西市現庁舎・新庁舎	266人	新庁舎建設中
木曽川町庁舎	96人	
計	1,089人	

- 1：現在、既に飽和に近い状態であることを勘案し、H15.4.1現在の本庁舎・分庁舎内勤務職員数を収容人員と仮定。
- 2：尾西市については新庁舎建設中のため  
「H15.4.1現在の本庁舎内勤務職員数人数(185人) + 新庁舎移転予定人員(81人)」
- 3：特別職、嘱託職員、臨時職員は除く。



(2) 人員

	事務分類	主な事業分野	人員
1	総務・企画等管理部門	総務・企画・財政・管財・電算・議会・選挙・監査・人事・会計・税務・住民	579人
2	事業部門	福祉・国保	
		建設・都市計画・住宅	241人
		教育	65人
		上水道・下水道	59人
		商工観光・農林水産	64人
計			1,008人

1：人員は、H15.4.1現在の本庁舎・分庁舎内勤務職員数

2：特別職、嘱託職員、臨時職員は除く。

6 先進事例

(1) 分庁方式

西東京市（田無市・保谷市合併協議会）の例

ア 本庁舎：旧田無市役所庁舎

イ 両庁舎に窓口部門

ウ 両庁舎の職員・住民の移動には連絡バスを運用

	事務分類	主な事業分野
田無庁舎 （本庁舎）	1・3	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・監査・会計・農林水産・商工観光・税務（統括部門）・住民（統括部門）・国保（統括部門）・窓口部門
保谷庁舎	2・3	建設・上水道・下水道・都市計画・住宅・環境衛生・窓口部門

この他に、保谷保健福祉総合センターに健康・福祉（統括部門）・防災部門を、保谷東分庁舎に選挙部門を置いている。

東かがわ市（引田町・白鳥町・大内町合併協議会）の例

ア 本庁舎：白鳥町役場庁舎

イ 3庁舎に窓口センター

	事務分類	主な事業分野
白鳥庁舎 （本庁舎）	1・3	総務・企画・議会・財政・管財・電算・人事・選挙・監査・会計・税務（統括部門）・窓口部門
引田庁舎	2・3	建設・上水道・下水道・都市計画・住宅・環境・農林水産・商工観光・窓口部門
大内庁舎	2・3	福祉（統括部門）・住民（統括部門）・国保（統括部門）・健康・教育・窓口部門

(2) 支所方式

静岡市（静岡市・清水市合併協議会）の例

	事務分類	主な事業分野
本庁	1	総務・企画等管理部門
静岡総合支所	2・3	事業部門、窓口部門
清水総合支所	2・3	事業部門、窓口部門

新本庁舎建設予定のため現在本庁機能は分庁方式

郡上市（郡上郡町村合併協議会）の例

	事務分類	主な事業分野
本所	1・2	議会部門、総務部門、税部門、会計出納、教育部門
支所(7ヶ所)	2・3	地域振興部門、総合窓口部門、事業推進部門、教育部門(地域教育)

本所は、当面八幡庁舎  
本所には支所を併設

(参考：愛知県下各市出張所分掌事務)

【一宮市出張所処務規則抜粋】

(分掌事務)
第3条 出張所において取り扱う事務は、次に掲げるとおりとする。
1) 出張所施設の管理に関すること。
2) 公印の管守に関すること。
3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関すること。
4) 国民健康保険に関する各種届、申請書等の受付並びに保険証の交付及び加除に関すること。
5) 国民年金に関する各種届、申請書等の受付及び年金手帳の加除に関すること。
6) 埋火葬の許可並びに霊きゅう車及び斎場使用の許可に関すること。
7) 母子健康手帳の交付に関すること。
8) 市税の各種届、申告書等の受付及び証明に関すること。
9) 生活保護家庭関係者の医療券に関すること。
10) 介護保険に関する各種届、申請書等の受付に関すること。
11) 広報及び各種文書の配付に関すること。
12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

【豊明市出張所処務規則抜粋】

(所掌事務)
第2条 出張所の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
1) 住民票の写し及び住民票の記載事項証明書の交付に関すること。
2) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
3) 戸籍の記録事項証明書の交付に関すること。
4) 戸籍の附票の写しの交付に関すること。

【蒲郡市出張所処務規則抜粋】

(分掌事務)
第4条 出張所の事務分掌は、次のとおりとする。
1) 戸籍に関すること。
2) 住民基本台帳に関すること。
3) 印鑑登録に関すること。
4) 埋火葬許可証の作成及び交付に関すること。
5) 霊柩自動車利用許可申請書の受付及び手配に関すること。
6) 国民健康保険被保険者証等の発行及び訂正に関すること。
7) 国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費申請の受付に関すること。

【尾西市南部公民館での業務】

・戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の証明等の取扱い
-------------------------

(参考：2市1町庁舎の状況)

項目	一宮市		尾西市		木曽川町	
地理的条件	住所	一宮市本町2丁目5番6号		尾西市東五城字備前12番地		葉栗郡木曽川町大字内割田1の通り27番
	公共交通	JR東海道本線 尾張一宮駅、名鉄本線 新一宮		名鉄バス		名鉄本線 新木曽川駅
	主要アクセス道	国道155号		県道大垣・一宮線		旧国道(県道190号線)
	近隣公共施設	一宮警察署(約20m)		尾西交番(約500m)		木曽川郵便局(約100m)
		一宮市消防本部(約1,200m)		尾西市消防本部(約2,000m)		図書館(約1,000m)
一宮郵便局(約1,700m)		尾西郵便局(約30m)		総合福祉体育館(約1,500m)		
地区・区域	商業地域		商業地域		調整区域	
建物・敷地関係	区分	本庁舎	西分庁舎	本庁舎	新庁舎	本庁舎
	竣工時期	昭和5年10月	昭和55年8月取得	昭和33年9月30日	建築中	昭和51年6月
		昭和35年12月改装				
		昭和46年3月改装				
	施設規模	鉄筋コンクリート地上10階、地下1階	鉄筋コンクリート3階、一部軽量鉄骨	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	鉄骨造地上6階	鉄筋コンクリート地上3階、一部地下1階
	延床面積	12,297.47㎡	1,607.19㎡	4,349.34㎡	6,630.88㎡	4,899.575㎡
	建築面積	2487.75㎡	911.31㎡	1,391.96㎡	1,356.71㎡	1,804.207㎡
	敷地面積	4,961.52㎡	1,932.59㎡	11,662.94㎡		9,800㎡
	空調設備	冷温水発生器等		冷温水発生器等		ガス冷温水発生機
	電気設備	3相3線6600V、675kVA		3相3線6,600V、300kVA		3相3線6600V60HZ、250kVA
	非常用電源設備	有		有		有
	給水設備	上水道 口径75mm		上水道 口径75mm		上水道 口径50mm
	下水設備	公共下水道		公共下水道		浄化槽
身障者用等設備	車椅子用昇降機		無		無	
駐車場	164台		合計401台うち職員138台公用車52台議員24台を使用し、残り187台分を市役所及び近接する市民会館・図書館・文化会館の供用の一般駐車場として使用している		庁舎内86台・東34台・西60台・南27台	
公用車駐車場	75台				庁舎内20台・南6台	

## 財産の取扱いについて（協定項目 5）

### 1 財産、債務の状況

2 市 1 町の財産、債務の状況は、次のとおりである。

項目（総括）		一宮市		尾西市		木曾川町		備考	
主な財産	行政財産	土地 2,774,048.05 m <sup>2</sup>	建物 664,586.56 m <sup>2</sup>	土地 549,329.27 m <sup>2</sup>	建物 188,866.53 m <sup>2</sup>	土地 206,289.82 m <sup>2</sup>	建物 72,208.50 m <sup>2</sup>	<p>（参考法令）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の廃置分合をする場合において財産の処分を必要とするときには、「関係市町村が協議してこれを定める」（地方自治法第7条第4項）とされている。</li> <li>・「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」（地方自治法第237条第1項）とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。</li> <li>（同法第238条）</li> <li>・「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。」（地方自治法第238条第3項）とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」（同条第4項）とされている。</li> <li>・「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く）をいう。」（同法第4項）とされている。</li> <li>・普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。（地方自治法第230条）</li> <li>・歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。（地方自治法第214条）</li> </ul>	
	普通財産	134,788.68 m <sup>2</sup>	47,385.39 m <sup>2</sup>	27,481.54 m <sup>2</sup>	1,881.39 m <sup>2</sup>	26,293.11 m <sup>2</sup>	900.37 m <sup>2</sup>		
	出資による権利及び債権	970,126 千円		41,095 千円		266,766 千円			
	物品	554 件 (100万円以上)	314 件 (100万円以上)	110 件 (100万円以上)					
	基金	8,232,797 千円		3,667,237 千円		3,335,079 千円			
債務	地方債等	(普通会計) 57,052,944 千円		(普通会計) 14,316,542 千円		(普通会計) 3,335,935 千円			
	債務負担行為に基く 平成15年度以降の支出予定額	5,748,541 千円		2,217,619 千円		678,657 千円			

平成15年3月31日現在

項目（総括）		一宮市				尾西市				木曽川町				備考	
		土地（㎡）	建物（㎡）			土地（㎡）	建物（㎡）			土地（㎡）	建物（㎡）				
			木造	非木造	計		木造	非木造	計		木造	非木造	計		
行政財産	その他の行政機関	本庁舎	10,120.24	481.94	14,699.11	15,181.05	15,590.42	175.00	5,590.83	5,765.83	12,204.10	0.00	4,056.14	4,056.14	
		出張所・消防施設	43,784.72	486.48	16,106.88	16,593.36	7,483.75	205.23	2,925.18	3,130.41	6,016.01	0.00	1,873.74	1,873.74	
		その他の施設	94,091.92	948.88	40,042.98	40,991.86	40,952.39	295.41	11,516.80	11,812.21	0.00	0.00	0.00	0.00	
	公共用財産	学校	902,969.38	278.27	337,385.15	337,663.42	201,738.36	437.39	89,405.49	89,842.88	85,347.97	125.00	34,549.44	34,674.44	
		保育園	79,373.66	346.65	34,365.67	34,712.32	29,595.87	0.00	11,125.40	11,125.40	26,145.47	7,834.58	569.57	8,404.15	
		住宅	195,080.99	504.87	111,497.85	112,002.72	73,849.80	2,446.60	36,264.33	38,710.93	9,352.71	1,793.23	1,097.94	2,891.17	
		公園	1,170,033.02	244.29	3,076.30	3,320.59	94,367.20	290.73	473.14	763.87	0.00	0.00	0.00	0.00	
		児童遊園	36,601.05	0.00	15.08	15.08	12,269.33	0.00	0.00	0.00	14,625.41	0.00	62.42	62.42	
		その他の施設	241,993.07	695.21	103,410.95	104,106.16	73,482.15	687.93	27,027.07	27,715.00	52,598.15	1,850.48	18,395.96	20,246.44	
		小計	2,774,048.05	3,986.59	660,599.97	664,586.56	549,329.27	4,538.29	184,328.24	188,866.53	206,289.82	11,603.29	60,605.21	72,208.50	
普通財産	公共用予定財産	5,949.32	195.63	341.49	537.12	1,357.28	0.00	0.00	0.00	5,275.67	0.00	0.00	0.00		
	貸与財産	51,566.00	28.23	3,090.83	3,119.06	23,032.25	501.94	1,379.45	1,881.39	0.00	0.00	900.37	900.37		
	雑種財産	701.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,447.46	0.00	0.00	0.00		
	その他財産	76,571.84	510.10	43,219.11	43,729.21	3,092.01	0.00	0.00	0.00	19,569.98	0.00	0.00	0.00	財造保有地 192.84㎡を含む（尾西）	
		小計	134,788.68	733.96	46,651.43	47,385.39	27,481.54	501.94	1,379.45	1,881.39	26,293.11	0.00	900.37	900.37	
	合計	2,908,836.73	4,720.55	707,251.40	711,971.95	576,810.81	5,040.23	185,707.69	190,747.92	232,582.93	11603.29	61505.58	73108.87		

平成15年3月31日現在

項 目 (有価証券及び出資による権利)	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)	備考
愛知県信用保証協会出捐金	18,940	4,930		
財団法人愛知県勤労者信用基金協会出捐金	8,590	1,740	780	
財団法人愛知県建築安全協会出捐金	1,000			
財団法人太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会出捐金	400			
財団法人地域活性化センター出捐金	350	350	210	
財団法人愛知県国際交流協会出捐金	560	200	180	
財団法人愛知県体育協会出捐金	120	80		
財団法人リバーフロント整備センター出捐金	2,000			
株式会社アイ・シー・シー出資金	12,000	3,300	1,000	
財団法人暴力追放愛知県民会議出捐金	6,640	1,020	500	
財団法人魚アラ処理公社出捐金	5,370	1,240	630	
社団法人愛知県農林公社出資金	50	50	50	
職員互助会住宅資金貸付 出資金	15,000			
学 校 給 食 会 出 資 金	10,000			
土 地 開 発 公 社 出 資 金	10,000	10,000	3,000	
市 ( 町 ) 民 会 館 管 理 公 社 出 資 金	10,000			
ス ポ ー ツ 文 化 セ ン タ ー 出 資 金	10,000			
総 合 卸 売 市 場 株 式 会 社 出 資 金	284,000			
地 域 職 業 訓 練 セ ン タ ー 管 理 公 社 出 資 金	4,000			
地 域 文 化 広 場 管 理 公 社 出 資 金	10,000			
財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター出捐金	4,800	7,700	700	
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 公 社 出 資 金	30,000			
財団法人一宮市ききょう会館管理公社出資金	10,000			
社会福祉法人一宮市社会福祉事業団出資金	5,000			
財団法人愛知水と緑の公社出捐金		485	255	
尾西市国際交流協会出捐金		10,000		
計	458,820	41,095	7,305	

平成15年3月31日現在

項 目 (債 権)	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)	備考
一宮市生活資金貸付金債権	21,000			
福祉金庫資金貸付金債権	4,000			
一宮地方総合卸売市場貸付金債権	402,550			
地域総合整備資金貸付金債権	80,162			
一宮市災害援護資金貸付金債権	1,500			
一宮市災害特別援護資金貸付金債権	1,134			
一宮市国民健康保険出産資金貸付金債権	960			
市町村民税特別徴収分			114,461	
町立木曾川病院貸付金債権			145,000	
計	511,306	0	259,461	

平成15年3月31日現在



項 (基 目 金)		一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)	備考
土地開発基金	預金	20,677	203,714	216,138	貸付金は土地開発公社への貸付(一宮)
	貸付金	2,929,207		326,964	
	土地		447,652 (9,287.43m <sup>2</sup> )		
	小計	2,949,884	651,366	543,102	
市勢振興基金	預金	61,540			有価証券は額面額で表示(一宮)
	有価証券	28,740			
	小計	90,280			
奨学基金	預金	10,009			
	土地	791.32m <sup>2</sup>			
財政調整基金		1,994	391,979	853,994	
鉄道高架事業基金		331,222			
総合体育館等体育施設建設基金		2,310,135			
減債基金		15,013	0	41,288	
高齢者保健福祉基金		95,334			
国際交流基金		196,363			
大規模事業推進基金		959,941			
競輪事業基金		363,187			
国民健康保険財政調整基金		405,217		120,000	
介護給付費準備基金		504,218	94,135	31,230	
小川視覚障害者福祉基金			7,760		
木全育英基金			34,718		
市民交通災害共済事業基金			11,014		15年度末に廃止予定(尾西)
オーシマ奨学基金			30,779		
市民病院建設基金			1,076,010		
福祉基金			293,155	262,000	
墨国際交流基金			100,358		
ふるさとづくり事業基金			174,217		
庁舎増改築基金			801,746		16年度末に廃止予定(尾西)
国民年金印紙購入基金				45,000	
公共施設建設整備基金				183,664	
都市計画施設建設基金				1,254,801	
計		8,232,797	3,667,237	3,335,079	

## 2 先進事例

市町村名	合併期日	調整方針	合併の方式
田原市	平成 15 年 8 月 20 日	赤羽根町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて田原町に引き継ぐものとする。ただし、基金については、類似のものを田原町の基金に統合し、減債基金は合併時に廃止するものとする。	編入
新発田市	平成 15 年 7 月 7 日	豊浦町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて合併後の新発田市（以下「新市」という。）に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引き継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。	編入
野田市	平成 15 年 6 月 6 日	関宿町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて野田市に引き継ぐものとする。	編入
瑞穂市	平成 15 年 5 月 1 日	穂積町及び巢南町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。	新設
山県市	平成 15 年 4 月 1 日	（ 1 ） 3 町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 （ 2 ） 財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	新設
静岡市	平成 15 年 4 月 1 日	2 市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。	新設
さぬき市	平成 14 年 4 月 1 日	5 町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。	新設
さいたま市	平成 13 年 5 月 1 日	3 市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。	新設
西東京市	平成 13 年 1 月 21 日	2 市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。	新設

## 地域審議会の取扱いについて（協定項目 6）

### 1 地域審議会

合併をすると、行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるという意見があり、そのことが合併の阻害要因にもなってきた。このことに対応して、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として、平成 11 年の合併特例法改正により地域審議会制度が設けられた。

地域審議会は、必要に応じて合併関係市町村の区域を単位として設けられ、合併市町村の施策に関して合併市町村の長から諮問を受け、または必要に応じて長に対して意見を述べることができる、合併市町村の附属機関である。したがって、2つの合併関係市町村の区域を併せて1つの審議会を置くことや1つの合併関係市町村の区域を分割し複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできない。

市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（地域審議会）

第 5 条の 4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

### 2 地域審議会の設置方法及び組織

地域審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関であり、原則どおりであれば、合併市町村が条例で設けることになるが、地域審議会の設置の主な趣旨は、合併前の懸念を払拭することであるため、合併関係市町村の協議によって、合併前に設置を決定することとされた。

地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項も、この合併関係市町村の協議によって定める。

これらの協議については、各市町村の議決が必要である。

なお合併後、合併関係市町村の協議によって定められた事項を変更するときは、条例で定めることが必要である。

### 3 地域審議会の任務

地域の実情に応じて、それぞれ協議によって決められるべきものである。一般的には、次のような事項が想定される。

(1) 合併関係市町村の長の諮問に応じ意見を述べること

市町村建設計画の変更（合併特例法 5 条 7 項。同条 9 項）

市町村建設計画の執行状況（定期的）

基本構想・各種計画の策定・変更

当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用（合併特例法 11 条の 2 第 1 項 3 号）

(2) 必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること

市町村建設計画の執行状況（随時的）

公共施設の設置・管理運営

福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況

### 4 地域審議会の設置期間

合併関係市町村の協議により定められた一定の期間に限って設置されるものである。

設置期間を決定するに当たっては、市町村建設計画の期間（概ね 10 年）も考慮されることが適当である。

ただし、著しい長期間が設定され、かえって行政運営の妨げになるようなことがないようにする必要がある。

## 5 先進事例

	合併市町村	都道府県	合併関係市町村 ( )内を除く地域に地域審議会を設置	合併期日	方式	設置期間		審議事項					
								1	2	3	4	5	6
1	大船渡市	岩手県	(大船渡市・)三陸町	H13.11.15	編入	概ね10年	合併の日～H24.03.31						
2	加美町	宮城県	中新田町・小野田町・宮崎町	H15.04.01	新設	10年	合併の日～H25.03.31						
3	南アルプス市	山梨県	八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	H15.04.01	新設	10年	合併の日～H25.03.31						
4	新居浜市	愛媛県	(新居浜市・)別子山村	H15.04.01	編入	10年	合併の日～H25.03.31						
5	あさぎり町	熊本県	上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村	H15.04.01	新設	10年	合併の日～H25.03.31						
6	周南市	山口県	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H15.04.21	新設	概ね10年	合併の日～H25.03.31						
7	田原市	愛知県	(田原町・)赤羽根町	H15.08.20	編入	概ね5年	合併の日～H21.03.31						
8	千曲市	長野県	更埴市・戸倉町・上山田町	H15.09.01	新設	10年	合併の日～10年間						

「審議事項」は、地域審議会設置に係る規定に記載されている事項を単純に整理したもので、数字は、1 = 建設計画変更関係、2 = 建設計画執行状況関係、3 = 振興基金活用関係、4 = 新市町村の各種計画関係、5 = その他必要な事項、6 = 1～5以外の規定事項を示します。

	合併市町村	各審議会 の委員数	委員構成(規定上)									
			公共的団体	学識経験者	議会議員	公募	自治会等	経済産業	教育文化	福祉衛生	青年・女性等	消防団
1	大船渡市	15人以内				3人以内						
2	加美町	15人以内				3人以内						
3	南アルプス市	20人以内										
4	新居浜市	7人以内				3人以内						
5	あさぎり町	15人以内										
6	周南市	15人以内										
7	田原市	10人以内										
8	千曲市	20人以内				5人以内						

「委員構成」は、地域審議会設置に係る規定に記載されている事項を単純に整理したものです。

## 新市建設計画策定の基本的な考え方

### 1 新市建設計画策定方針

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づき作成する市町村計画（新市建設計画）については、次のような考え方により臨むものとします。

#### （１）計画の趣旨

本計画は、一宮市、尾西市及び木曾川町（以下「関係市町」という。）の合併により新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画（以下「計画」という。）を策定し、その実現を図ることにより関係市町の速やかな一体性の確立及び地域の個性を活かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

#### （２）計画の内容

計画の対象となる地域

関係市町の地域とします。

計画の期間

計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね 10 年の期間について定めるものとします。

また、新市の基本方針を定めるに当たっては、15 年～20 年後の各種指標を踏まえ長期的視野に立つこととします。

計画の構成

計画は新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、また、これを実現するための新市の根幹となる事業を取りまとめた「施策・主要事業」、「県事業」、「公共的施設の統合整備」及び「財政計画」を中心として構成します。

#### （３）基本方針

地域の共通課題に、一体的に取り組むとともに、地域の一体性をより強めることを新市のまちづくりの基本方針とします。その際、地域の伝統・文化を損なわれることのないよう配慮します。

#### （４）施策、主要事業

計画策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。

- ・ 関係市町の総合計画を踏まえつつ、新市の一体的発展に資する事業を中心に登載する。
- ・ 新市全体の均衡ある発展と公平な負担の原則に立ち、地域間格差を生じないように努める。

- ・ 住民サービス及び住民福祉の向上に努め、住民の意向を反映したハード・ソフト両面の整備の推進を図る。
- ・ 合併特例債については、新市の財政運営に支障をきたさないよう中長期の財政計画も踏まえながら、必要最低限の起債額とする。

#### (5) 県事業

県との協議・調整を十分に行いつつ、広域的な事業を中心に、県事業の積極的な実施を要請します。

#### (6) 公共的施設の統合整備

地域のバランスや合併によって住民生活に急激な変化を及ぼすことのないよう配慮しつつ合併効果が十分発揮できるよう適正配置に努めます。

#### (7) 財政計画

財政計画の策定にあたっては、次の視点をもって取り組むこととします。

- ・ 長期的に健全な財政運営が可能な計画とする。
- ・ 人口の将来見込みや新市のまちづくりを踏まえた計画とする。
- ・ 地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積らない。特に国における「三位一体の改革」の検討状況を十分に踏まえたものとする。
- ・ 地方分権への対応及び行政の効率化等を図るため、計画期間中に事務事業の見直しを積極的に進める。特に、定数削減、組織体制の効率化を重点的に進め、財政運営の効率化を図る。

## 2 新市建設計画の構成

目次	内容
(1) 序論	
合併の必要性	2市1町の歴史的経過、生活圏・経済圏・文化圏の一体化、住民ニーズの高度化、地方分権の進展、少子高齢化社会の進行などの社会経済情勢や時代の潮流から合併の必要性を記述します。
計画策定の方針	建設計画の趣旨、構成、期間などから策定の方針を示します。
(2) 合併関係市町村の概況	
位置と地勢	新市の地理的状況、平均気温や降水量など気候の特徴、面積、東西と南北の長さ、地目別（農地、宅地、山林等）の構成割合など示します。
歴史・沿革	合併の歴史を含め、2市1町の成り立ちや沿革を示します
人口・世帯	国勢調査における人口、世帯数、年齢階層別人口の推移を示します。
産業	2市1町の産業構造を示します。
(3) 主要指標の見通し	
人口	総人口、階層別人口についての推計人口を明示しますが、少子高齢化社会の進行、総人口の減少などの状況は、当然当地域においても同様に現れてくるものと思われます。
世帯	総世帯数、一世帯当たりの人員についての推計値を示します。
(4) 新市建設の基本方針	
新市の基本理念 新市の将来像 新市の基本方針	新市の基本理念、将来像、基本方針を記述します。
(5) 新市の施策	
保健・医療、福祉の充実 生活環境の整備 産業の振興 教育・文化の振興 都市基盤の整備 住民参加・コミュニティの推進 行財政の効率化	「新市の将来像」を実現するため、「新市建設の基本方針」に基づいて、新市の総合的かつ計画的な整備を進めるため、新市の根幹となる事業を体系ごとに記述します。
(6) 県事業の推進	新市建設の根幹となる事業のうち、県が主体となって実施する県道、河川及び県が管理する施設の保全、改修、改良などを記述します。
(7) 公共的施設の適正配置と整備	合併後の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮するとともに、地域の特殊性やバランス、財政事情等に配慮しながら学校、幼稚園、保育所、旧役所・役場などの公共的施設の統合整備について記述します。
(8) 財政計画	
歳入 歳出	財政計画は、普通会計ベースで新市の合併後概ね10年の期間の財政運営の指針として、歳入、歳出ごとに現況及び過去の実績等を勘案しながら算定し、合併による歳出の削減効果、住民負担の軽減やサービス水準の向上等を反映します。



【参考】先進事例等における新市建設計画の構成

「合併協議会の運営の手引」の例示	西東京市
<p>(1) 序論              合併の必要性              計画策定の方針</p> <p>(2) 合併関係市町村の概況              位置と地勢              気候              面積              人口・世帯</p> <p>(3) 主要指標の見通し              人口              世帯</p> <p>(4) 新市町村建設の基本方針              新市町村の将来像              新市町村の基本方針              土地利用等              地域別整備の方針</p> <p>(5) 新市町村の施策              自然環境の保全と活用              都市基盤の整備              生活環境の整備              保健・医療と福祉の充実              教育・文化の充実              産業の振興              連携・交流の促進              開かれたまちづくりの推進              行財政効率化</p> <p>(6) 新市町村における都道府県の推進</p> <p>(7) 公共的施設の適正配置と整備</p> <p>(8) 財政計画              歳入              歳出</p>	<p>I 序 論              1 合併の必要性              2 計画策定の方針</p> <p>II 市の概況              1 位置と地勢              2 気候              3 面積              4 人口</p> <p>III 主要指標の見通し              1 人口              2 世帯</p> <p>IV 新市建設の基本方針              1 新市建設の基本理念              2 新市の将来像              3 将来像を実現するための基本的な考え方</p> <p>V 新市の施策              1 地域の中で支えあう福祉のまち              2 環境にやさしく美しいまち              3 若者を育てるまち              4 安全で快適なまち              5 さまざまな産業が育つまち              6 市民が参加する活力あるまち</p> <p>VI 新市における東京都事業の推進              1 東京都の役割              2 新市における東京都事業</p> <p>VII 公共施設の統合整備</p> <p>VIII 財政計画              1 前提条件              2 歳 入              3 歳 出</p>

田原市	新発田市
<p>序章</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併の必要性           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自治体規模の拡大と市制施行</li> <li>(2) 圏域全体の発展に向けて</li> </ol> </li> <li>2 計画策定の方針           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の性格</li> <li>(2) 計画策定の留意点</li> <li>(3) 計画の期間</li> <li>(4) 総合計画との関係</li> <li>(5) 計画の構成</li> </ol> </li> </ol> <p>第1章新市の概況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要指標</li> <li>2 概況           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置・地勢・面積</li> <li>(2) 自然</li> <li>(3) 歴史</li> <li>(4) 産業</li> </ol> </li> <li>3 人口動態の見通し           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人口</li> <li>(2) 世帯数</li> <li>(3) 就業人口</li> </ol> </li> <li>4 地域の課題</li> </ol> <p>第2章基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の将来像           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新市建設計画の将来都市像</li> <li>(2) 新市の将来目標</li> </ol> </li> <li>2 施策の体系           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新市の主要施策(ガーデンシティプロジェクト)</li> <li>(2) 新市の戦略ビジョン</li> <li>(3) 地域経営(シティマネジメント)</li> </ol> </li> </ol> <p>第3章土地利用の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市道路ネットワークの整備</li> <li>2 地区拠点の整備</li> <li>3 特徴的ゾーンの整備</li> </ol> <p>第4章新市の施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の主要施策(ガーデンシティプロジェクト)           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の個性を活かした基盤整備の推進</li> <li>(3) 安心できる生活環境・地域福祉の推進</li> <li>(3) 地域環境の保全と資源利用の推進</li> <li>(4) 市民参加と協働型自治の推進</li> <li>(5) 地域を担う人材育成、教育文化の振興</li> <li>(6) 産業活力の創出</li> <li>(7) 広域連携による地域整備の推進</li> </ol> </li> <li>2 新市の戦略プロジェクト           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民自治構想(ホームタウン構想)</li> <li>(2) 安全安心構想(セーフティシティ構想)</li> <li>(3) 環境共生構想(エコロジーシティ構想)</li> <li>(4) 資源活用構想(ミュージアムシティ構想)</li> <li>(5) 雇用活性化構想(インダストリアルシティ構想)</li> </ol> </li> <li>3 地域経営(シティマネジメント)           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政施策の立案・展開</li> <li>(2) 行政運営の適正化・高度化</li> <li>(3) アウトソーシングの拡大による行政機能の減量・効率化</li> </ol> </li> </ol> <p>第5章新市における愛知県事業の推進</p> <p>第6章公共施設の統合整備</p> <p>第7章財政計画</p>	<p>序論</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合併の必要性と効果           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 合併の必要性</li> <li>(2) 合併による効果</li> </ol> </li> <li>2 計画策定の方針           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の趣旨</li> <li>(2) 計画の構成</li> <li>(3) 計画の期間</li> </ol> </li> </ol> <p>新市の概況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置と地勢</li> <li>2 気候</li> <li>3 面積</li> <li>4 人口と世帯数</li> </ol> <p>新市建設の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の基本方針           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針</li> <li>(2) 都市づくりの方向</li> <li>(3) 豊浦地域の役割</li> <li>(4) 地域別の整備方針</li> </ol> </li> </ol> <p>新市の施策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然環境と都市機能の調和のとれた都市づくり</li> <li>2 産業と観光を活かした交流の都市づくり</li> <li>3 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり</li> <li>4 計画推進のために</li> </ol> <p>新市における県事業の推進</p> <p>公共施設の適正配置と整備</p> <p>財政計画</p>

## 第 2 回新市建設計画作成等小委員会の開催日程について

次回の新市建設計画作成等小委員会開催予定

日 時	平成 1 5 年 9 月 2 5 日 ( 木 ) 午後 2 時 0 0 分から
会 場	一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 F 第 1 会議室

第1回新市建設計画作成等小委員会

平成15年8月22日(金)午前9時30分～  
FDC 2階 第1会議室

尾張事務所長 古池庸男		委員長		日本政策投資銀行 神藤浩明	
一宮市長 谷一夫					木曾川町長 山口昭雄
一宮市議員 神戸秀雄					木曾川町議員 川合正高
一宮市委員 豊島半七					木曾川町委員 葛谷昭吾
一宮市委員 佐野豪男					木曾川町委員 杉本尚美
尾西市市長 丹羽厚詞	尾西市議員 浅田清喜	尾西市委員 吉田弘	尾西市委員 上田芳敬		

出入口



報道関係者

出入口

傍聴席